

警務甲達第26号  
令和5年4月4日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における暫定再任用実施要綱の制定について

福井県警察における再任用制度については、福井県警察における再任用実施要綱の制定について（平成28年警務甲達第15号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、令和5年4月1日から地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）及び福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号）が施行され、暫定再任用制度が新設されたことに伴い、別添のとおり「福井県警察における暫定再任用実施要綱」を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 福井県警察における暫定再任用実施要綱

### 第1 制定の趣旨

この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）及び福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号。以下「改正条例」という。）に基づき、福井県警察における暫定再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 暫定再任用対象者

暫定再任用の対象者は、改正条例附則第3条第1項又は第2項に該当する者とする。

### 第3 勤務条件

暫定再任用に係る職員（以下「暫定再任用職員」という。）の勤務条件に関する事項は、次によるもののほか、本部長が別に定めるところによるものとする。

#### 1 任期

暫定再任用職員の任期は、1年を超えない範囲において本部長が定める期間とし、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 2 任期の更新

暫定再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で必要であると認めるときは、改正条例附則第3条第1項又は第2項に規定する日までの間において、必要により1年を超えない範囲内で任期を設定し、任期の更新を行うことができる。

なお、改正条例附則第3条第5項に規定する職員の同意は、第5の（1）に規定する書面の提出を受けることにより得たものとみなす。

#### 3 暫定再任用時の職種

暫定再任用時の職種は、退職時と同一の職種とする。

#### 4 暫定再任用時の階級

暫定再任用時の階級は、警察官は警部補以下とし、警察行政職員は係員（主査）とする。

#### 5 勤務形態及び勤務時間

（1）勤務形態は、常時勤務とする。

（2）勤務時間等は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号）第2条又は第3条に規定する勤務時間等とする。

### 第4 暫定再任用選考委員会の設置

1 暫定再任用を希望する職員について、公正かつ適正な選考を行うため、本部に福井県警察暫定再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には本部の警務課長（以下「警務課長」という。）及び委員長が指定する者をもって充てる。

4 委員会の庶務は、本部の警務課に置く。

### 第5 暫定再任用の手続

- 1 警務課長は、再任用に関する希望状況を把握するために、当該年度末に定年退職する職員、定年前再任用短時間勤務の任期が満了したことにより退職する職員及び任期の更新が可能な暫定再任用職員（以下「暫定再任用希望調査対象職員」という。）に対し、暫定再任用希望調査書（別記様式第1号）により希望調査を行うものとする。
- 2 暫定再任用希望調査対象職員は、暫定再任用希望調査書を作成し、所属長を經由して警務課長に提出するものとする。

ただし、暫定再任用を希望する職員（以下「暫定再任用希望職員」という。）は、健康状態等申出書（別記様式第2号）を作成し、提出するものとする。
- 3 所属長は、暫定再任用希望職員について、勤務成績、健康状態等を総合的に判断した上で暫定再任用に係る意見書（別記様式第3号）を作成し、暫定再任用希望調査書及び健康状態等申出書とともに警務課長に提出するものとし、暫定再任用を希望しなかった職員については、暫定再任用希望調査書のみを警務課長に提出するものとする。
- 4 既に福井県警察を退職した者で暫定再任用を希望する者は、暫定再任用希望調査書及び健康診断票（別記様式第4号）を警務課長に提出するものとする。

## 第6 暫定再任用職員の選考

### 1 事前審査

警務部長は、暫定再任用希望職員について、過去の人事評価、勤務意欲、適性、資格、経歴、健康状態等を審査する。

### 2 暫定再任用計画の策定

警務部長は、新規採用者数、昇任管理等に及ぼす影響を考慮しつつ、1の事前審査結果を踏まえ、暫定再任用計画を策定した上で、暫定再任用希望職員及び暫定再任用適格ポストを委員会に諮るものとする。

### 3 選考

- (1) 委員会は、暫定再任用希望職員及びそのポストについて総合的に審査して選考を行うものとする。
- (2) 選考に当たっては、必要により面接その他の方法を用いることができるものとする。

### 4 選考結果の通知

本部長は、委員会の選考結果に基づき、暫定再任用が内定した者に対しては暫定再任用内定通知書（別記様式第5号）により、暫定再任用が内定しなかった者に対しては暫定再任用選考結果通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、暫定再任用に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。







健康診断票

氏名	生年月日		年 月 日	健診年月日	年 月 日
	性別		男・女	年齢	歳
業務歴	血 圧 (mmHg)				
	貧血検査	血色素量(g/dℓ)			
		赤血球数(万/mm <sup>3</sup> )			
既往症	肝機能検査	G O T (IU/ℓ)			
		G P T (IU/ℓ)			
		γ-G T P (IU/ℓ)			
自覚症状	血中脂質検査	LDL コレステロール(mg/dℓ)			
		HDL コレステロール(mg/dℓ)			
		トリグリセライド(mg/dℓ)			
	血 糖 検 査(mg/dℓ)				
他覚症状	尿 検 査	糖		—	+
		蛋 白		—	+
	心 電 図 検 査				
身長(cm)					
体重(kg)					
腹 囲(cm)					
視力	右	( )		その他の検査	
	左	( )			
聴力	右 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり	医師の診断及び 就業上の注意事項	
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	左 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
胸部エックス線	直接	間接	健康診断を実施した 医師の氏名		
検 査	撮影	年 月 日			
フィルム番号	No.				
備 考					

「視力」の欄は、矯正していない場合は ( ) 外に、矯正している場合は ( ) 内に記入すること。

※ 当健康診断票は密封の上、本人にお渡し願います。

第 年 月 日  
号

殿

福井県警察本部長

暫定再任用内定通知書

福井県警察暫定再任用選考委員会において選考した結果、あなたを下記のとおり警察職員として暫定再任用することに内定しましたので通知します。

ただし、暫定再任用時までの間に、警察職員として採用するのにふさわしくない事由が発生した場合には、暫定再任用の内定を取り消すことがありますので、あらかじめ了承願います。

記

1 職種

2 階級

3 暫定再任用予定年月日  
年 月 日

4 暫定再任用に係る任期  
年 月 日から 年 月 日まで

5 給料月額  
円



第 号  
年 月 日

殿

福井県警察本部長

### 暫定再任用選考結果通知書

福井県警察暫定再任用選考委員会において選考した結果、あなたについては暫定再任用を見送らせていただくことに決定しましたので通知します。